

令和 8 年度

第 1 回水戸市社会福祉審議会高齢福祉専門分科会 次第

日 時 令和 8 年 7 月 14 日（火）午後 2 時 30 分～
場 所 水戸市役所 4 階 政策会議室

1 開 会

2 議 事

- （１）第 10 期高齢者福祉計画・介護保険事業計画策定基本方針について
- （２）その他

3 閉 会

配付資料

次 第

委員名簿

水戸市社会福祉審議会条例

資料 第 10 期高齢者福祉計画・介護保険事業計画策定基本方針

水戸市社会福祉審議会条例

(趣旨)

第1条 この条例は、社会福祉法（昭和26年法律第45号。以下「法」という。）第7条第1項、就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律（平成18年法律第77号）第25条及び子ども・子育て支援法（平成24年法律第65号）第77条第1項の規定に基づき設置する水戸市社会福祉審議会（以下「審議会」という。）について必要な事項を定めるものとする。

(所掌事項)

第2条 審議会は、市長の諮問に応じ、次の各号に掲げる事項を調査審議する。

- (1) 法第7条第1項に規定する社会福祉に関する事項
- (2) 就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律第25条に規定する事項、子ども・子育て支援法第77条第1項各号に掲げる事項その他の児童福祉に関する事項
- (3) 精神障害者の福祉に関する事項

(委員の定数)

第3条 委員の定数は、25人とする。

(任期)

第4条 委員の任期は、2年とする。ただし、補欠により任命された委員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 法第9条第1項に規定する臨時委員（以下「臨時委員」という。）の任期は、その任務の達成に必要な期間とする。

3 委員は、再任されることができる。

(委員長の職務代理)

第5条 委員長に事故あるとき、又は委員長が欠けたときは、あらかじめ委員の互選により置く副委員長がその職務を代理する。

(会議)

第6条 審議会は、委員長が招集し、委員長は、会議の議長となる。

2 審議会は、委員の2分の1以上の出席がなければ開くことができない。

3 審議会の議事は、出席委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、委員長の決するところによる。

4 特別の事項について議事を開き、決議を行う場合における臨時委員に関する前2項の規定の適用については、当該臨時委員は、委員とみなす。

(専門分科会)

第7条 法第11条及び第12条の規定に基づき、審議会に次の各号に掲げる専門分科会を置き、当該各号に定める事項を調査審議させる。

- (1) 民生委員審査専門分科会 民生委員の適否の審査に関する事項
- (2) 障害福祉専門分科会 身体障害者、知的障害者及び精神障害者の福祉に関する事項
- (3) 児童福祉専門分科会 児童並びに母子及び父子の福祉に関する事項（子ども・子育て

て支援に関する事項を含む。)

(4) 高齢福祉専門分科会 高齢者の福祉に関する事項

(5) 地域福祉専門分科会 地域福祉に関する事項

- 2 専門分科会に属すべき委員及び臨時委員は、委員長が指名する。
- 3 専門分科会に、専門分科会長及び専門分科会副会長を置く。
- 4 専門分科会長及び専門分科会副会長は、その専門分科会に属する委員及び臨時委員の互選により選出し、専門分科会の運営については、前条の規定を準用する。
- 5 専門分科会の決議（民生委員審査専門分科会以外の専門分科会にあつては、重要又は異例な事項に関する決議を除く。）は、これをもって審議会の決議とする。

（審査部会）

第8条 社会福祉法施行令（昭和33年政令第185号）第3条第1項の規定に基づき、障害福祉専門分科会に審査部会を置き、次の各号に掲げる事項を調査審議させる。

- (1) 身体障害者の障害程度の審査に関する事項
- (2) 身体障害者手帳の交付申請に係る医師の指定又は指定の取消しに関する事項
- (3) 指定自立支援医療機関（精神通院医療に係るものを除く。）の指定又は指定の取消しに関する事項

- 2 審査部会に部会長及び副部会長を置く。
- 3 部会長及び副部会長は、審査部会に属する委員及び臨時委員の互選により選出し、審査部会の運営については、第6条の規定を準用する。
- 4 審査部会の決議は、これをもって審議会の決議とする。

（庶務）

第9条 審議会の庶務は、福祉部において行う。

（補則）

第10条 この条例に定めるもののほか、必要な事項は、別に定める。

付 則

（施行期日）

- 1 この条例は、令和2年4月1日から施行する。
（水戸市障害者施策推進協議会条例等の廃止）
- 2 次の各号に掲げる条例は、廃止する。
 - (1) 水戸市障害者施策推進協議会条例（平成4年水戸市条例第44号）
 - (2) 水戸市高齢者保健福祉推進協議会条例（平成10年水戸市条例第2号）
 - (3) 水戸市地域福祉推進委員会条例（平成18年水戸市条例第4号）
 - (4) 水戸市子ども・子育て会議条例（平成25年水戸市条例第35号）（特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正）
- 3 （略）

水戸市第10期高齢者福祉計画・介護保険事業計画策定基本方針

1 計画策定の趣旨

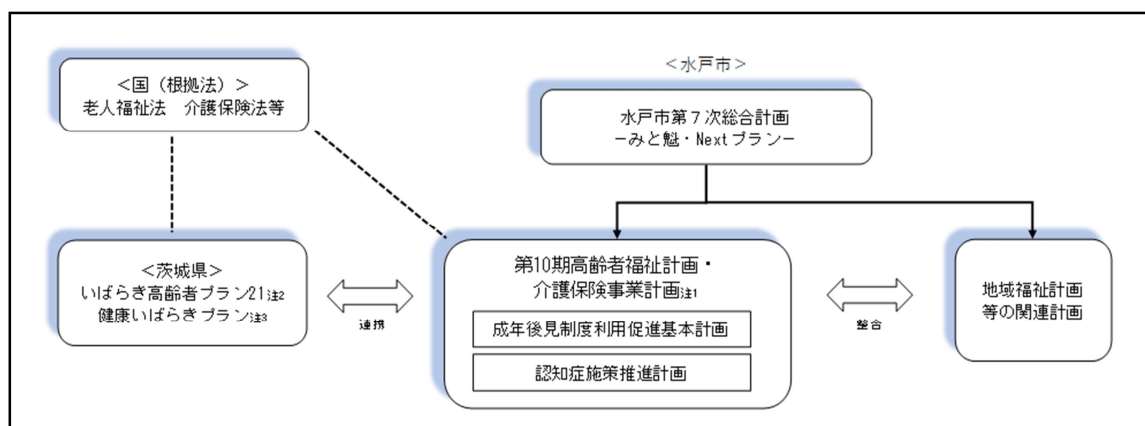
高齢者人口の増加と年少人口及び生産年齢人口の減少により、2025（令和7）年10月1日現在の全国の高齢化率が29.4%に達する中、いわゆる団塊の世代全員が75歳以上となっています。今後、65歳以上の高齢者数が2040（令和22）年にピークを迎えるとともに、自治体・地域の規模によって高齢化・人口減少のスピードに大きな差が生じることが見込まれていることから、これらの社会環境の変化を踏まえ、地域の実情に応じたきめ細かな対応が求められています。

これまで、国においては、団塊の世代が75歳以上となる2025（令和7）年を目途に、高齢者が住み慣れた地域で安心して暮らすことができるよう、地域の実情に応じた医療・介護・予防・住まい・生活支援が包括的に確保される地域包括ケアシステムの構築を推進してきました。介護保険制度の創設から25年が経過し、高齢者の生活を社会全体で支える仕組みとして定着・発展してきた現在、今後も増加が見込まれる医療・介護の複合ニーズを抱える85歳以上の人や認知症の人、独居の高齢者等が、必要なサービスを受けられ、希望する場所で安心して生活できる社会を実現するためには、地域包括ケアシステムのさらなる深化や、地域共生社会の着実な具現化と展開が必要となっています。

本市においても、高齢者に関する施策を総合的に推進するとともに、介護保険事業の安定的な運営を図るため、水戸市高齢者福祉計画・介護保険事業計画を3年ごとに見直し、地域包括ケアシステムの構築に取り組んできたところです。現行計画の最終年度を迎えることから、高齢化の進行等による社会情勢の変化やそれに伴う国の制度改正、SDGsの理念等を踏まえるとともに、水戸市第7次総合計画ーみと魁・Nextプランーを上位計画として、関連計画との整合を図りながら、高齢者がいきいきと安心して暮らすことができる地域社会の実現を目指し、水戸市第10期高齢者福祉計画・介護保険事業計画を策定するものです。

また、当該計画には、成年後見制度の利用の促進に関する法律に基づき市町村が定める成年後見制度利用促進基本計画、共生社会の実現を推進するための認知症基本法に基づき市町村が定める認知症施策推進計画を内包するものとします。

<計画の位置付け>



注1 高齢者福祉計画（老人福祉計画）及び介護保険事業計画は、老人福祉法第20条の8第7項及び介護保険法第117条第7項の規定により一体のものとして作成されなければならないもの。

注2 老人福祉法第20条の9第1項の規定による茨城県高齢者福祉計画及び介護保険法第118条第1項の規定による茨城県介護保険事業支援計画の総称のこと。

注3 県民がともに支え合いながら、生涯を通じて健康で明るく元気に暮らせる社会の実現を目指して、県や関係者等が取り組むべき施策や目標を策定した計画のこと。

2 計画策定の基本的姿勢

高齢者が地域において、いきいきと安心して暮らすことができるまちを目指し、自立支援・重度化防止に取り組むとともに、「医療」「介護」「生活支援・介護予防」「住まい」に係る各種サービスの充実や医療・介護の専門職と地域の多様な主体との連携強化を図るほか、重層的支援体制整備事業を進めながら、地域包括ケアシステムを更に深化・推進するため、次に掲げる事項について計画を策定します。

あわせて、計画期間（2027（令和9）年度からの3年間）における介護保険サービス量を推計し、適正な介護保険料を定めます。

(1) 住み慣れた地域でいきいきと安心して暮らせる環境の実現

支援が必要な高齢者やその家族等が抱える多様で複雑な生活課題に対応するため、属性や世代に関わらず受け止める相談支援体制の充実に努めるとともに、地域住民やボランティア、各種団体等が地域ぐるみで高齢者を見守り、支えあうネットワークの充実や医療・介護の関係機関の連携の強化を図ります。また、成年後見制度の利用促進や虐待防止など、高齢者の権利擁護を総合的に推進します。

(2) 介護予防と健康づくりの推進

高齢者が健康で、自立した生活を続けられる健康長寿社会を実現するため、「元気な明日を目指す健康都市宣言」の趣旨を踏まえ、リエイブルメント^{注4}の視点を重視した高齢者の健康づくりをサポートする介護予防や生活支援の充実を図るとともに、高齢者自身もこれらの取組の担い手として活躍できる環境づくりを進めるなど、地域貢献活動等の社会参加を促進します。

注4 「再自立」を意味し、加齢や病気、ケガ等により日常生活に支障をきたした人が、自分らしい生活を「再びできるようになる」こと。

(3) 認知症施策の総合的な推進

認知症の人が住み慣れた地域で希望を持って自分らしく暮らすことができるという「新しい認知症観」に基づく、認知症バリアフリー社会を実現するため、正しい知識や理解の普及啓発に取り組みます。また、必要な医療・福祉サービスにつなげるため、認知症地域支援推進員を中心に、医療機関や福祉サービス事業所との連携体制を強化するとともに、家族に対する支援の充実を図ります。あわせて、若年性認知症の人への相談支援を含めた認知症施策を総合的に推進します。

(4) 持続可能な介護・福祉サービスの充実

高齢者が必要なときに適切なサービスを受けられるよう、事業者による人材確保やデジタル技術の活用など、業務改善・効率化のための取組を促進し、介護・福祉サービスの維持・向上につなげます。また、給付適正化事業等の推進により介護サービスの質の向上を図るほか、介護者の仕事と介護の両立を支援します。さらには、居宅要介護者の様々なニーズに柔軟に対応できる複合型サービスの利用機会の拡充を図るとともに、医療・介護の複合ニーズに対応できる基盤の整備を進めます。

3 計画の構成及び期間

(1) 計画の構成

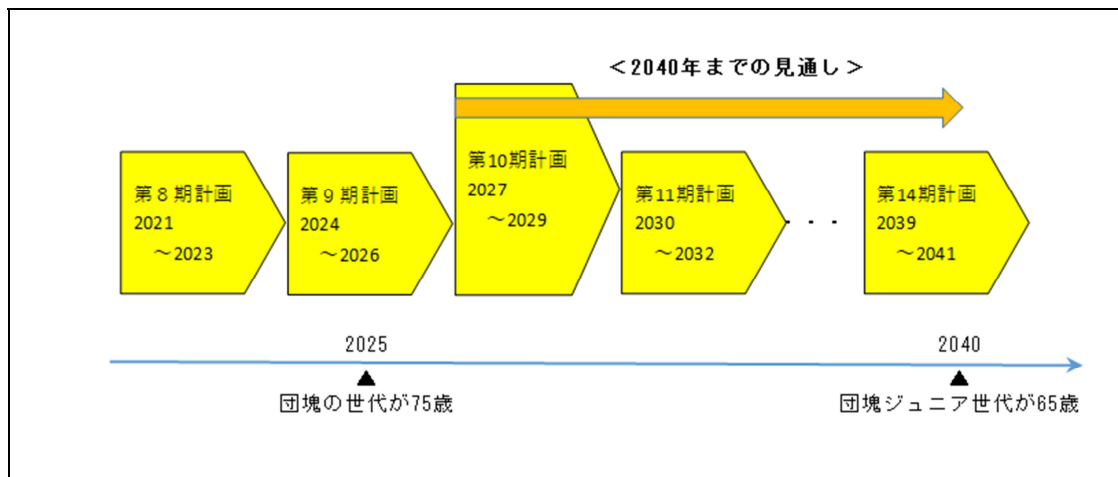
本市の課題やこれまでの取組状況、人口推計、各種調査等の分析結果、重点化を図る項目等を踏まえ、国が定める指針に基づき、目指す姿、施策の基本的方向、介護保険サービス量等について定めます。

(2) 計画の期間

2027（令和9）年度から2029（令和11）年度までの3か年とします。

なお、介護保険に係るサービス及び給付の水準については、いわゆる団塊ジュニア世代が高齢者となる2040（令和22）年を見据えた推計を行います。

<2040（令和22）年を見据えた計画の策定>



4 計画策定の体制等

計画の策定に当たっては、積極的な市民参加を図るとともに、計画の内容が様々な分野にわたることから、次の組織において計画づくりを進めます。

(1) 市民参加

ア 水戸市社会福祉審議会高齢福祉専門分科会（附属機関）

社会福祉事業従事者、学識経験者、市議会議員、公募委員等で構成する水戸市社会福祉審議会高齢福祉専門分科会を開催し、計画内容等の調査審議を行います。

イ 関係団体へのヒアリング

保健・福祉・医療に係る各種団体へのヒアリングを実施し、計画策定に反映します。

ウ 各種調査

介護保険サービスの利用、日常生活の状況等について、2025（令和7）年度に実施した水戸市介護予防・日常生活圏域ニーズ調査、在宅介護実態調査等の結果を計画策定の基礎資料とします。

エ 意見公募手続

広く市民の意見を計画に反映させるため、意見公募を実施します。

(2) 庁内組織

ア 庁議、政策会議

庁議は、計画（案）に係る重要事項について審議し、計画を決定します。
政策会議は、意見公募手続にかける計画（素案）を決定します。

イ 高齢者福祉計画・介護保険事業計画策定検討会

関係課長等で構成し、計画（素案）及び計画（案）の策定作業を行います。

ウ 高齢者福祉計画・介護保険事業計画策定検討班（ワーキングチーム）

高齢福祉課・介護保険課の職員をもって編成し、関係業務内容の整理・集約・分析等により、計画（素案）の策定作業を行います。

5 策定スケジュール

水戸市第10期高齢者福祉計画・介護保険事業計画策定スケジュール

		令和8年度												令和9年度		
項 目		4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	4月	5月	6月
庁内関係	担当課		市長・副市長調整 政策会議等（基本方針決定）		計画素案作成（施策、事業等の整理等） 庁内ヒアリング					市長・副市長調整 政策会議等（意見公募決定）	計画素案作成（意見公募、答申を踏まえた調整） （政策会議等）		庁議等（計画決定） 市長・副市長調整		委員会報告 公表・公開	
	検討会		第1回検討会						第2回検討会							
市民参加	社会福祉審議会				第1回専門分科会 全体会	第2回専門分科会		第3回専門分科会	第4回専門分科会	第5回専門分科会		（専門分科会）				
	団体ヒアリング				ヒアリング											
	意見公募手続										（広報） 意見公募					